

こんにちは

2024年4月28日 NO. 544



日本共産党品川区議会議員

鈴木ひろ子 です

鈴木ひろ子事務所 中延2-11-7 Tel.3783-8833
日本共産党区議団控え室 Tel.5742-6818

このニュースについてのご意見、
ご要望をお寄せください。

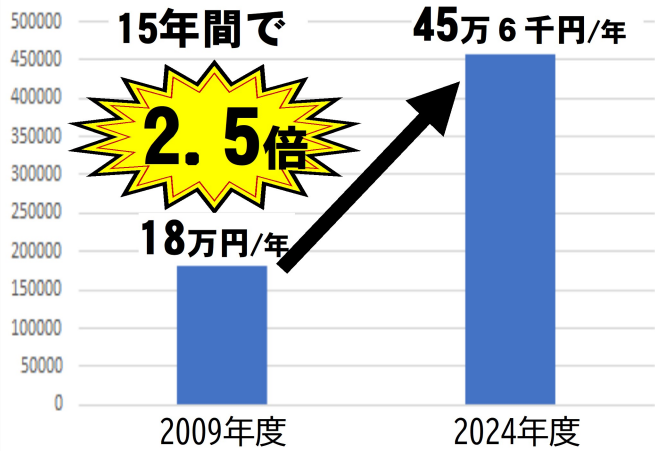
国保料

えーっ！過去最大の値上げ！

国保料は引き下げこそ！

18歳までの子ども国保料無料化も求めました

40代夫婦と小学生の子供2人の4人世帯
年収300万円の場合



- 「国保料が払えない」
切実な声、声（陳情より）
- 高すぎる国保料が払いきれず、完済する目途が立たない。永遠に払いきれないローン地獄を背負った気分で、生きる気力さえわかず長生きしたくない。
- 医者からは入院するよう言われているがお金がなくて入院できない。
- 国保料を支払うために長時間働かなければならない。

3月27日の最終本会議で私・鈴木は、フリーランスの会提出の「国保料値下げを求める陳情」の賛成討論を行いました。今でも「高すぎる国保料」はこの物価高の中、過去最大・1人年1万4000円もの値上げ。陳情に賛成は共産とこれい、無1人のみ。自民、公明、未来（立民・ネット・無）、維新等が反対し不採択に。

ればならず、健康を維持するための保険が逆に健康を害するものになっている。高すぎる国保料がどれほど暮らしと命を追い詰めているか、深刻な状況です。

過去最大の値上げ

今年度の国保料は、一人平均20万5600円となり、1万4000円の値上げ。これは何と過去最大の値上げ額です。

15年間で2.5倍に。健保の2倍超

国保制度はこの間連続改悪され、国保に出してきた税金を削減。それを保険料に転嫁してきたために毎年値上げされてきました。

上のグラフをご覧ください。40代夫婦、小学生の子ども2人の4人世帯・年収300万円の場合、改悪前の2009年と比べて今年は2.5倍です。年収300万円は月25万円。家賃と税金を払った残りは約13万円程度。そこから月4万円も取るのが国保料なのです。あまりにも苛酷ではないでしょうか。これは、正社員で働く組合健保や協会けんぽの2倍以上です。

国保料引下げはできません！

全国知事会も市長会も国保制度を維持できないと指摘。昨年11月に23区長会も危機的状況と述べ、国に対して①国庫負担の割合の引き上げ、②低所得者の負担軽減、③子どもの国保料減免の拡充を求める提言を出さざるを得ませんでした。それなのに品川区は、国保に出してきた一般財源を削減し続け、その分を国保料に転嫁、値上げを続けてきたのです。これは最大の矛盾です。区が削減した税金投入を元に戻せば国保料引き下げは可能です。私・鈴木は、厚生委員会の審議でも、陳情への賛成討論でも「国保料は値上げでなく引き下げこそすべき」と徹底して論戦してきました。

子どもの保険料を取るのには国保だけ↓無料にすべき

赤ちゃんまで保険料を取るのには国保だけ。しかも1人6万5600円もの高額です。組合健保も協会けんぽも子どもの保険料はありません。まるで人頭税

です。人間の頭数に応じて課税する人頭税は古代につくられた税制で、人類史上もっとも原始的で苛酷な税。それが21世紀の公的医療制度に残っている、これは廃止すべきです。子育て支援からも無料化が必要です。

品川区で18歳までの子どもの国保料無料化に必要な額は1億5000万円。すでに全国で多くの自治体を実施。今年度も新たに取手市が18歳以上の国保料無料化を実施。

滞納者に寄り添い生活再建の支援こそ



陳情では「窓口で圧力を感じる対応がある。ただでさえ後ろめたい気持ちなのに、区からの取り立てで心が苦しくなった。これでは自殺する人も出るのではないか」と訴えています。

私は「滞納は市民からのSOS」として捉え、税金や保険料を払いたくても払えない人こそ行政が手を差し伸べるべき人だとして、「暮らし支え合い条例」をつくり、生活再建の支援をしている滋賀県野洲市の取り組み

を紹介。滞納者に寄り添い、生活再建の支援をすることこそ自治体の役割だと訴えました。

社会保障削減から充実への転換こそ



社会保障削減路線を転換し充実へ、安心の仕組みをつくることこそ安定した雇用や消費を増やし、経済を元気にします。そのためにも国保料引き下げ、子どもの国保料無料化を、この声を一緒に広げていきましょう！

補聴器購入費の助成制度 4月より所得制限が撤廃、 住民税課税者も対象に

住民の請願運動と共産党の議会論戦で、昨年7月から実現した「高齢者補聴器購入費助成制度」。対象が住民税非課税者のみであったため、さらに「課税者まで対象拡大と助成金3万5000円の増額を」を求め、請願運動を繰り返し、議会でも論戦を頑張ってきました。請願運動は計10回。ついに、所得制限が撤廃され、65歳以上の高齢者全員が基準を満たせば対象となりました。

今度は、さらに港区並みの助成金13万7000円までの増額を目指して、一緒に取り組みを進めましょう。

無料 法律・生活相談会

5月29日(水)午後5:30~

鈴木ひろ子事務所

中延2-11-7 ☎3783-8833 ☎5742-6818 (控室)

弁護士さんが対応します。どんな問題でもお気軽にご相談ください。